

平成29年度第2学期末試験問題（筆記試験）

試験科目名	民法基礎 3	教員名	高橋智也
-------	--------	-----	------

【問題 1】

次の【事実】を読んで、【設問】に解答しなさい。なお、解答に当たっては、利息または遅延損害金を考慮に入れる必要がないものとする。

【事実】

1. Bは、豊中市内に土地甲（評価額 2000 万円）を所有しているところ、2017 年 10 月 1 日、A との間で、甲を代金 2000 万円でA に対して売却する旨の契約（以下「本件売買契約」という。）を締結した。本件売買契約では、① A は同年 11 月 1 日に代金半額（1000 万円）をB に対して支払うべきこと、② A は同年 12 月 1 日に代金残額（1000 万円）をB に対して支払い、甲の所有権移転登記手続も同日に行われるべきこと、が定められている。A は、同年 11 月 1 日、本件売買契約に基づき 1000 万円をB に対して支払った。なお、A による支払いは、B 名義の銀行口座に振込む方法によって行われている。
2. A は、同年 12 月 1 日、B 名義の銀行口座に 1000 万円を振り込んだうえで、B に対して、甲の所有権移転登記手続に協力するように求めた。しかしながら、B は、必要書類が準備できていないことを理由として、登記手続をしばらく待ってくれるようにA に申し出た。A はB の申し出に戸惑いを覚えたが、B の申し出にしたがい、登記手続をしばらく待つことにした。
3. 他方、B は、叔父であるC に対して 1600 万円の借入金債務を負担しており、その弁済期は同年 11 月 20 日に到来したが、C に対する借入金債務の弁済をすることができなかった。この時点においてB には甲の他にめぼしい財産がなかったことから、C は、同月 25 日、B に対して、1600 万円の給付に代えて甲を給付するように求めた。B は、本件売買契約を締結していたこともあり、C の申し出に応じることをためらった。しかしながら、B は、日頃からお世話になっているC に迷惑をかけることはできないと思い直し、これに応じることにした。
4. そこで、B とC は、通謀のうえで、同年 12 月 10 日、1600 万円の給付に代えて甲の所有権をC に対して移転するという内容の代物弁済契約（以下「本件代物弁済契約」という。）を締結し、同月 11 日、本件代物弁済契約に基づいて、甲についてB からC への所有権移転登記手続が行われた。なお、C は、同月 10 日の時点において、甲がB の唯一の財産であること及び本件売買契約が締結されていることを知っており、かつ、仮にB の債権者がC 以外に存在する場合であっても、甲の給付を受けられるならば、かかる債権者を害しても構わないという意図を有していた。

【設問】

Aは、2018年1月25日、Cを被告として、詐害行為取消訴訟を提起しようと考えた。Bが、2017年12月10日の時点で支払不能の状態にある場合とない場合に分けて、Cに対する請求がどのようなものとなるかを明らかにしたうえで、Cに対する請求が認められるか否かを検討しなさい。さらに、上記2つの場合について、Aは、Bに対して、甲について所有権移転登記をするように請求することができるか否かについても検討しなさい。

(配点：50点)

【問題2】

次の【事実】を読んで、【設問】に解答しなさい。

【事実】

1. A社は不動産建設業者であり、豊中市内に高齢者介護施設を建設していたが、同施設に介護用電動ベッドを備え付けることを目的として、介護用品を扱うB社に対して、介護用電動ベッドの設置・搬入工事を請け負わせることにした。そこで、A社とB社の間で、B社が、A社の建設にかかる高齢者介護施設に、介護用電動ベッド甲20台を設置・搬入する工事を代金300万円で請け負うという内容の請負契約（以下「本件請負契約」という。）が締結された。なお、本件請負契約では、B社が甲20台を調達すべきこと、代金300万円の支払いは、設置・搬入工事の完了から1か月後に行われるべきことが定められている。
2. B社は、甲の販売も手がけていたが、在庫商品の中に甲が存在しなかったため、甲の製造業者であるC社に対して甲20台を発注することにした。そこで、B社とC社の間で、C社が、B社に対して、甲20台を代金240万円で売却するという内容の売買契約（以下「本件売買契約」という。）が締結された。なお、本件売買契約では、代金240万円の支払いは、甲の引渡し完了してから2か月後に行われるべきことが定められている。
3. C社は、2017年11月24日、本件売買契約に基づき、B社に対して甲20台を引き渡した。B社は、同年12月24日、本件請負契約に基づき、A社の建設にかかる高齢者介護施設に、C社から引渡しを受けたままの状態であつた甲20台を設置・搬入する工事を完了した。ところが、B社はかねてから経営不振に陥っており、2018年1月15日付けで破産手続開始決定を受け、破産管財人が選任された。

【設問】

C社は、本件売買契約に基づく代金240万円の支払いを受けることができなかったことから、2018年1月25日、動産売買先取特権の物上代位として、B社が本件請負契約に基づいてA社に対して有する債権を、240万円を限度として差し押さえた。C社による差押えが認められるか否かを検討しなさい。

(配点：25点)

①

【第1問】 次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。（配点 20 点）

【事例】

被告人Xは、「平成30年3月22日午後11時ころ、豊中市〇〇町1丁目15番地先の路上において、通行中のV（当年45歳）に自転車をぶつけて転倒させてその抵抗を困難ならしめたうえで、Vが右肩に掛けていたショルダーバッグを奪取した。」との強盗事件で起訴された（罪名・罰条「強盗・刑法236条」）。

しかし、Xは捜査段階から一貫して「強盗はやっていない。平成30年3月24日午前5時ころに豊中駅前で職務質問を受けた際に持っていたVのバッグは、22日の夜に路上で拾ったものである。バッグに入っていた携帯電話を持ち主に返してあげようと思ったので、そのまま持っていた。」という趣旨の弁解をしている。

Xの国選弁護人に選任された弁護士Aは、勾留中のXと接見してその主張を聴取した。すると接見の際Xは、「実は警察でも話していないが、強盗は兄貴分のYとやったことで、金を2人で分けた後、Yからバッグを渡されて、『携帯は持ち主に返してやれ。』と言われた。持ち主が自分の番号に電話して携帯を探すかもしれないから、バッグごとずっと持っていた。」と述べた。Aは守秘義務もあるし、警察に協力する必要はないと考え、ひそかにYと連絡を取り、Xの話が事実であるとの確信を得た。

第1回公判期日においてAは、起訴状について「本件には共犯者が存在する可能性があるが、検察官としては被告人の単独犯であるとして起訴されたのか」との求釈明をし、検察官は「その通りである」と釈明した。ところが、認否の際にXは、「強盗はYがやったことです。自分はその後、Yからバッグを預かっていました。」と述べた。

これを受けて検察官がYを呼び出して取り調べたところ、Yは「Xだけに責任を負わせるわけにはいかない。実際に強盗をやったのは自分で、Xは通行人が少なくなった時を見計らって合図する見張り役だった。」と供述した。これを受けて検察官は、Yを強盗の事実で起訴するとともに、Xに対する訴因・罰条を「YがVから奪取したショルダーバッグを、盗品であることを知りながら保管した。」との盗品等保管の罪（刑法256条2項）に変更することを請求した。

【設問】

上記【事例】中の下線部の訴因・罰条の変更請求は認められるか、検討しなさい。

【第2問】 次の①～③の用語の意味について、関連する刑事訴訟法の条文に言及しつつ、150字程度で簡潔に説明しなさい。（配点 30 点）

① 再逮捕

② 付審判請求

③ 供述録取書

236 256Ⅱ
強盗 → 盗品等保管の罪

第 問

1. Aは、2018年1月25日、Cを被告として詐害行為取消訴訟を提起しようと考えた。以下Bが2017年12月10日時点で支払不能の状況にある場合とない場合に別けて、Cに対する請求と請求が認められるか否かについて検討する。
2. (i) 支払不能の状況にある場合
- (1) 本件においてBC間の代物弁済契約は詐害行為取消権の対象となり、特定の債権者に対する担保の供与等にめたると思われ、424条及び424条の3を根拠としてAはCに対して甲の所有権移転登記の抹消登記を請求することが考えられる。このことは、詐害行為取消権が形成訴訟として法律行為である代物弁済契約を取り消され、給付訴訟として原状回復義務が発生し、甲の所有権移転登記の抹消登記を義務として行うことから導くことができる。かかる請求は認められるか、以下検討する。
- (2) 本件において、詐害行為取消権が認められるためには424条に基づいて①被保全債権の存在②債務者が①の被保全債権の発生後または発生する原因が生じた後に債権者の財産権を目的とする行為をしたこと③④の行為が債権者を害すること④債務者が③について悪意であること⑤①の被保全債権が、強制執行により実現することのできないものであることに加え、424条の3に基づいて⑥その行為が債務者の支払不能の時に行われたものであること⑦その行為が債権者と受益者とが通謀して他の債権者を害する

第 問

- 目的をもって行われたものであること⑧⑨の行為が債務者の義務に属せず又はその時期が債務者の義務に属しないものであること⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
- (3) 本件の被保全債権はBの唯一の財産である土地甲である(①充足)。②③の被保全債権とは2017年10月1日のAとの売買契約締結後BはCと代物弁済契約を締結している(④充足)。⑤の行為によりAは債権を支払うに必要の登記簿が来りていない(⑥充足)。そして⑦の行為についてBは一度に甲の土地Cに差押えをかけることができないという正当な理由でCと契約している。これは債権者の利益を害する行為であると認めるとこの行為は悪意であるといえる(⑧充足)。甲土地は不動産であり、強制執行することは可能である(⑨充足)。⑩⑪の行為はBが行ったときにBの唯一の財産は甲であり、Aとの契約、Cとの契約において支払不能であると認める(⑫充足)。⑬の行為はBとCが通謀して行っているものでありCは甲が唯一の財産であること及びAB間に売買契約が締結されていることを知り、うんて甲の給付が受けられるならばかかる債権者を害しても構わないという意図を有している(⑭充足)。⑮の行為は代物弁済である。契約である。代物弁済契約はBとCの合意が必要なものであるからBの義務とはいえない(⑯充足)。⑰の行為は、2017年12月10日に行われており、Bは2017年12月10日時点で支払不能である(⑱充足)。ゆえにAはCに対して詐害行為取消権が認められる。以下検討する。

詐害行為取消権

第 問

- 為取消権が認められ、AはCに対して甲の所有権移転登記の抹消登記を請求することが認められる。
3. (ii) 支払不能の状況にない場合
- (1) 本件において、Bは同年12月10日時点で支払不能の状況にない。しかし、BC間の代物弁済契約は1600万円の給付にせよ評価額2000万円の土地甲の所有権をCに移転する過大な代物弁済である。ゆえにAはCに対して消滅し債権の額に相当する部分以外である400万円を詐害行為取消請求することが考えられる。以下検討する。請求は認められるか検討する。
- (2) 424条の4では債務者が債権の消滅にあって受益者の受けた給付額がその行為によって消滅した債権の額より過大であるとき④424条の要件に該当すれば消滅した債権額に相当する部分以外について詐害行為取消権を認められる。
- (3) 債権 本件において受益者の受けた給付額は2000万円の行為によって消滅した債権は1600万であり受益者の受けた給付の方が過大である(①充足)。424条の要件は前述より満たしているといえる(②充足)。ゆえにAはCに対して消滅した債権額に相当する部分以外の400万円を詐害行為取消請求することが認められる。債務は債権
4. (i) 次に上記(i)(ii)の場合においてAはBに対して甲について所有権移転登記手続をするよう請求することはできるか、以下検討する。
- (ii) (i) 支払不能の状況にある場合

第 問

- (1) 支払不能の状況にある場合、前述の通りAはCに対して甲の所有権移転登記の抹消登記を請求が認められ、甲の登記はBに帰属する。そこでBに対してAは所有権移転登記手続をするよう請求できるか、以下検討する。
- (1) この点、詐害行為取消権は、Bの被保全債権者の利益を守るための制度である。ゆえにBに対してAが所有権移転登記手続をするよう請求できるとすればBの他の債権者の利益を害してしまい制度趣旨に反する。ゆえにAはBに対して所有権移転登記手続をするよう請求することはできない。
- (3) (ii) 支払不能の状況にない場合
- 支払不能の状況にない場合前述の通り甲の登記は、C名義になっている。ゆえにAはBに対して所有権移転登記手続をするよう請求することはできない。
- 以上

刑事訴訟法

第 問

1. 元に対する訴因・罰条の変更請求は認められるが、以下検討する。
2. (1) 訴因・罰条の変更が認められるには、212条1項に基づき「公訴事実の同一性を害しない限度であればよい」とされる。では、「公訴事実の同一性」はどのように判断すべきか、以下検討する。
- (2) この点、「公訴事実の同一性」は「基本的事実関係の同一性」とし、その有無の判断は共通性を基準とするものとそれに加えて非両立性を言及するものがある。共通性の基準は新旧訴因との主要な要素に共通性が認められることに着目し、両者の差異が被告人の関与形態の差異にすぎないとい解されれば、公訴事実の同一性を認める。具体的には、日時、場所、被害者、^{態様}が同一であるかなどを新旧訴因間と比較し、検討する。非両立性は新旧訴因間に共通性が認められることを前提とし、被告人の刑事責任追及の事実的ないし法的理由としてそのいずれか一方しか存在するには成立し得ないときに公訴事実の同一性を認め得る。この非両立性の判断は訴追関心の拡張を禁止するにすぎなく、共通性基準だけでは判断が不明確な場合に共通性基準のもつ意義を明確化し補完するものとして、援用される。以下この基準で検討する。
- (3) 本件において、~~新旧~~元の訴因の日は、新訴因と同様に平成30年3月22日夜である。また、場所をレ

第 問

1. 場所については、旧訴因では豊中市00町(丁目)番地先の路上とされているにも関わらず、新訴因では路上とレが特定されておらず、判断しがたい。態様については、どちらともバツを待たないという点では同じだが、拾うと奪取では態様が大きく異なる。このことから、共通性基準ではおおそ同一であるが、明確には断定できない。そこで、共通性が認められることを前提として、非両立性について検討する。本件において旧訴因は、強盗である。それに対し、新訴因は奪取したわけではなく、盗品等保管罪である。強盗と盗品等保管罪は両者が成立し得ないものである。このことから公訴事実の同一性を認め得ることができない。本件は
 3. 以上のことから公訴事実の同一性が認められるので、元に対する訴因・罰条の変更請求は認められる。
- 以上

第

問

1. Aのしに対する損害行為取消請求(424条3項)に認められる。場合分けを以て検討する。

本問では、BはCに対して貸金の返済をしたが、~~これは~~その行為自体は、債務者であるBの自由であるが原則である。しか、この行為が債権者を害する場合は、認められべきではない。

そこで、以下、場合分けして、Aのしに対する請求の認否について検討する。

2. Bは、2017年12月10日時点で、支払不能である場合。

(1) 本問では、424条の要件に加え、424条の3第2項の要件¹¹代物弁済¹²の目的と目的を達成する必要がある。~~これは、Bの代物弁済~~

指稱する、424条の要件は、①被保全債権が存在すること、②債務者が、①の被保全債権の発生後または①の被保全債権が発生する原因が生じた後に、債務者の財産権を目的とする行為をしたこと、③②の行為が債権者を害すること、④債務者が③について悪意であること、⑤①の被保全債権が強制執行により実現することの2点である。である。OK

(2) 本問では、2017年10月1日、AB間でB所有の甲土地に関する売買契約が締結された。よって、AはBに対して、甲土地の所有移転請求権を以て債権を有している(①充足)。~~移転登記手続~~金銭債権である。

1. 2017年12月10日、BC間で代物弁済契約が締結

第

問

された。よって、①の債権発生後の約20日後に債務者Bの財産権を目的とする代物弁済契約が締結されたこと。②も充足する。

3. さらに②の契約締結後、BはAに社会通念上、甲の引渡し債務の履行を拒むことが不能と認められた(424条の2第1項)のよって、Aは、①の債権¹³の~~移転登記手続~~請求権を行使することができるという事実を被保全債権である(⑤充足)。

4. 債務者Bは、2017年12月1日に、Aに対して甲の移転登記手続を済ませたといふ。これは、2017年11月25日に、Cから、甲は代物弁済契約の相手物として、甲を交付するよう言われたところ、甲があると認められる。よって、~~これは、~~よって、Bは一度甲をCに交付するところから、Cに返すところから、Cの甲を返すことになった。よって、甲をCに交付するとは、BはAを害することになることと被保全債権の目的と一致するから、④も充足する。

5. 甲の所有移転登記手続請求権は、債務者Bに対しては、公正証書の取得によって強制執行をすることができることである。よって、⑤も充足する。

~~これは、~~よって、要件①～⑤すべて充足する。424条の要件

(3) 次に、424条の3第2項の要件は、⑥債務者が既存の債権について担保の供与又は債務の消滅(免除)を拒むこと、⑦⑥の行為が債務者の義務であること、⑧⑥の行為が債務者が支払不能に陥る前30日以内に

行われ、⑨⑩の行為は債権者と受益者との共通
 係に他の債権者を害する意図を有するものではない。⑩は
 (4) 物 B は、代物并着契約によつて C に対して 1600 万円の債
 権を返還した。よつて、債権の消滅行為をしたこと
 なる(⑩充足)。

又、2017年12月10日時点、B は支払不能であるから、⑨を
 充足する。

7. B と C 間の代物并着契約は、双方の合意に基づいて
 行われるものである。よつて、B が C に甲を交付する債務
 は、義務に属するものではない(⑨充足)。又

8. C は、2017年12月10日において、甲が B の唯一の財産
 であること、及び A と B 間で甲の売買契約が締結された
 ことを知ることができた。よつて、このことによつて、B と C 間の通
 信があった。よつて、⑨を充足する。

(5) したがつて、424 の第2項の要件を満たす。A の
 C に対する代物并着契約の取消し請求は認め
 られる。又

9. B が 2017年12月10日時点、支払不能である場合
 あり、2017年12月10日に424条の要件はすべて満たしている。
 したがつて、B は支払不能を以て、要件⑩を満たしている。
 よつて、424条の4の要件によつて、400万円の詐害行為
 取消権請求を主張することができ、検討する。又

(1) 424の4の要件は、⑩債権者が債権の消滅に関与

行為をしたこと、⑩⑪の行為によつて、受益者である C に交付の
 価額が C の行為による消滅した債権額より超過して
 あること、~~また~~である。

(2) 又、B が C に甲を交付したことは、B の C に対する
 1600万円の返還債権が消滅した C (⑩充足)。
 又、甲の価額は2000万円である。一方 B の C に対する
 債権は1600万円である。よつて、400万円は過大
 と評価される(⑪充足)。

(3) したがつて、424条、424条の4の要件を満たす。
 A は C に対して、400万円の返還を請求する
 ことができる(424条の6第1項後段)。又

4. A が B に対して甲の所有権移転登記継続請求の可否について
 (1) 2017年12月10日に B が支払不能の場合、

~~その場合~~ したがつて、詐害行為取消権は、取消請
 求権と返還請求権とを意味するから、甲の所有権
 移転登記継続請求も認められると考へられる。

したがつて、199条の対抗原則によつて、C が所有権を A に対
 して主張できるにもかかわらず、424条3項によつて、A が所有権
 を主張することと B が主張することとが矛盾が生じる。又
 よつて、甲の所有権移転登記継続請求権は新設さ
 れる。

(2) 2017年12月10日に B が支払不能の場合、
 その場合、B は C に所有権移転甲の登記があること、B が

の登記が復活することはない。

よ、AはBに移転登記手続請求をすることはできない。

よ、

1. 本問において、強盗罪(刑法226条)で起訴していた事件
と、盗品保管等保管の罪(刑法256条2項)に訴因変更
することが認められるか。

刑事訴訟法312条1項の「訴因事実の同一性」を害しない限
度の変更であるといえるが、問題となる。水

2. (1) それを訴因とは、犯罪事実そのものを記載したものであり、
事実が変れば訴因変更手続が必要となる。

しかし、必ずしも事実の変りにも訴因変更手続を必要とする
と、訴因が煩雑になるだけでなく、迅速裁判の要請にも
反する。よ、事実に変更のある場合に訴因変更の手続
が必要であると考えべきである。

(2) 212条の2の場合に重要な事実の変りが認められるのか。

水は712条は、訴因の機能に鑑みて判断すべきである。訴因の
機能とは、①審判対象の特定画定と、②被告人の防御の
範囲の指定である。したがって、この2つの機能を満たす
ために必要な事実が変動する場合には、重大な事実の変更が
あるといえる。

(3) 本問では、当初、強盗罪で起訴されたXがVに対して
自転車を取り去るという暴行により、ショルダーバッグを強取した
という事実が犯罪事実であった。

しかし、Vからショルダーバッグを強取したことはXではなく
Yであったことが判明した。よ、罪の内容が変り審判対象
は被告人の防御範囲を超えるので、重大な事実の変りが

要否は問われて
いない

認められる。したがって、訴因の変更は必要である。

4. 訴因変更が必要としても、無制限に変更が許されるわけでは
ない。

そこで、基準となるのが、312条1項の「公訴事実の同一性」を答し
たい程度であるかという規定である。この公訴事実の同一性
は、公訴事実の単一性と(狭義の)公訴事実の同一性に分け
て考えられる。

(1) まず、公訴事実の単一性とは、公訴事実が1個であるか
ということである。よって、科刑上一罪であれば、単一性が肯
定される。

ところが、本問では、窃盗罪と盗品等保管の罪は科
刑上一罪とは認められない。単一性は肯定できない。

(2) 次に、(狭義の)公訴事実の同一性とは、異時点
比べで、同じ事実といえるかという問題である。

両訴因の間に、基本的事実関係の同一性が認められ
ば、公訴事実の同一性があるといえる。具体的には、犯
罪の日時・場所・行為態様・方法・相手方等について判
断する。特に功判断時には、一方の事実が認められれば、他方は、

1. 本問では、平成30年3月22日午後11時ごろの犯行の時
平成30年3月24日午前5時ごろの犯行である。また、場
所は、~~両者~~どちらも豊中市である。よって場所的・時間
的接近接性がある。また、相手方もVに変わりはない。
よって、Vの「ジョルダーバッグ」を奪取したか、保管していたかという点も

認められるという根拠関係があるかという点も
考慮する。

著しい違いはない。したがって、~~窃盗罪~~が認められると
は、盗品等保管罪は成立しない関係にあるといえる。

よって、両訴因は、基本的事実関係を同じくするものといえる
から、公訴事実の同一性が認められる。

4. 以上より、訴因・罰条の変更請求は認められる。

以上

第 問

第1. Bが支払未済の状況にある場合には7.12.

1. AはCに対してどのような行為を為すか。その行為がどのような効果を生ずるか。

2. Bは支払不能の状況にあるのにCはAに代わらず、CはAの代り清算契約を締結する。この場合、Aは清算契約(以下、清算契約)を締結する。この場合、Aは清算契約を締結する。この場合、Aは清算契約を締結する。

この場合、Aは清算契約を締結する。この場合、Aは清算契約を締結する。この場合、Aは清算契約を締結する。この場合、Aは清算契約を締結する。

(1) 主として、BはCの代り清算契約を締結する。この場合、Aは清算契約を締結する。この場合、Aは清算契約を締結する。この場合、Aは清算契約を締結する。

424条の清算契約の締結は、Aの通知である。① 担保権の行使は、Aの通知である。② 担保権の行使は、Aの通知である。③ 担保権の行使は、Aの通知である。

担保権の行使は、Aの通知である。④ 担保権の行使は、Aの通知である。⑤ 担保権の行使は、Aの通知である。⑥ 担保権の行使は、Aの通知である。

担保権の行使は、Aの通知である。⑦ 担保権の行使は、Aの通知である。⑧ 担保権の行使は、Aの通知である。⑨ 担保権の行使は、Aの通知である。

担保権の行使は、Aの通知である。⑩ 担保権の行使は、Aの通知である。⑪ 担保権の行使は、Aの通知である。⑫ 担保権の行使は、Aの通知である。

担保権の行使は、Aの通知である。⑬ 担保権の行使は、Aの通知である。⑭ 担保権の行使は、Aの通知である。⑮ 担保権の行使は、Aの通知である。

担保権の行使は、Aの通知である。⑯ 担保権の行使は、Aの通知である。⑰ 担保権の行使は、Aの通知である。⑱ 担保権の行使は、Aの通知である。

担保権の行使は、Aの通知である。⑲ 担保権の行使は、Aの通知である。⑳ 担保権の行使は、Aの通知である。㉑ 担保権の行使は、Aの通知である。

担保権の行使は、Aの通知である。㉒ 担保権の行使は、Aの通知である。㉓ 担保権の行使は、Aの通知である。㉔ 担保権の行使は、Aの通知である。

第 問

1. BはAの代り清算契約を締結する。この場合、Aは清算契約を締結する。この場合、Aは清算契約を締結する。この場合、Aは清算契約を締結する。

2. BはAの代り清算契約を締結する。この場合、Aは清算契約を締結する。この場合、Aは清算契約を締結する。この場合、Aは清算契約を締結する。

3. BはAの代り清算契約を締結する。この場合、Aは清算契約を締結する。この場合、Aは清算契約を締結する。この場合、Aは清算契約を締結する。

4. BはAの代り清算契約を締結する。この場合、Aは清算契約を締結する。この場合、Aは清算契約を締結する。この場合、Aは清算契約を締結する。

5. BはAの代り清算契約を締結する。この場合、Aは清算契約を締結する。この場合、Aは清算契約を締結する。この場合、Aは清算契約を締結する。

6. BはAの代り清算契約を締結する。この場合、Aは清算契約を締結する。この場合、Aは清算契約を締結する。この場合、Aは清算契約を締結する。

7. BはAの代り清算契約を締結する。この場合、Aは清算契約を締結する。この場合、Aは清算契約を締結する。この場合、Aは清算契約を締結する。

8. BはAの代り清算契約を締結する。この場合、Aは清算契約を締結する。この場合、Aは清算契約を締結する。この場合、Aは清算契約を締結する。

9. BはAの代り清算契約を締結する。この場合、Aは清算契約を締結する。この場合、Aは清算契約を締結する。この場合、Aは清算契約を締結する。

10. BはAの代り清算契約を締結する。この場合、Aは清算契約を締結する。この場合、Aは清算契約を締結する。この場合、Aは清算契約を締結する。

11. BはAの代り清算契約を締結する。この場合、Aは清算契約を締結する。この場合、Aは清算契約を締結する。この場合、Aは清算契約を締結する。

12. BはAの代り清算契約を締結する。この場合、Aは清算契約を締結する。この場合、Aは清算契約を締結する。この場合、Aは清算契約を締結する。

第 問

1. 上記(事件)中の下線部の「告訴・罰金の変更」は「告訴」のみならず、以下、
2. 本件(事件)において、被告が「強盗(刑法236条)」の罪、
3. 被告が「強盗(刑法236条)」の罪、
4. 被告が「強盗(刑法236条)」の罪、
5. 被告が「強盗(刑法236条)」の罪、
6. 被告が「強盗(刑法236条)」の罪、
7. 被告が「強盗(刑法236条)」の罪、
8. 被告が「強盗(刑法236条)」の罪、
9. 被告が「強盗(刑法236条)」の罪、
10. 被告が「強盗(刑法236条)」の罪、
11. 被告が「強盗(刑法236条)」の罪、
12. 被告が「強盗(刑法236条)」の罪、
13. 被告が「強盗(刑法236条)」の罪、
14. 被告が「強盗(刑法236条)」の罪、
15. 被告が「強盗(刑法236条)」の罪、
16. 被告が「強盗(刑法236条)」の罪、
17. 被告が「強盗(刑法236条)」の罪、
18. 被告が「強盗(刑法236条)」の罪、
19. 被告が「強盗(刑法236条)」の罪、
20. 被告が「強盗(刑法236条)」の罪、
21. 被告が「強盗(刑法236条)」の罪、
22. 被告が「強盗(刑法236条)」の罪、
23. 被告が「強盗(刑法236条)」の罪、

第 問

1. 被告が「強盗(刑法236条)」の罪、
2. 被告が「強盗(刑法236条)」の罪、
3. 被告が「強盗(刑法236条)」の罪、
4. 被告が「強盗(刑法236条)」の罪、
5. 被告が「強盗(刑法236条)」の罪、
6. 被告が「強盗(刑法236条)」の罪、
7. 被告が「強盗(刑法236条)」の罪、
8. 被告が「強盗(刑法236条)」の罪、
9. 被告が「強盗(刑法236条)」の罪、
10. 被告が「強盗(刑法236条)」の罪、
11. 被告が「強盗(刑法236条)」の罪、
12. 被告が「強盗(刑法236条)」の罪、
13. 被告が「強盗(刑法236条)」の罪、
14. 被告が「強盗(刑法236条)」の罪、
15. 被告が「強盗(刑法236条)」の罪、
16. 被告が「強盗(刑法236条)」の罪、
17. 被告が「強盗(刑法236条)」の罪、
18. 被告が「強盗(刑法236条)」の罪、
19. 被告が「強盗(刑法236条)」の罪、
20. 被告が「強盗(刑法236条)」の罪、
21. 被告が「強盗(刑法236条)」の罪、
22. 被告が「強盗(刑法236条)」の罪、
23. 被告が「強盗(刑法236条)」の罪、

基本的
事実の
同一性

詐害行為取消権の成立要件と関係とを詳しく

第 1. A は C に対して、どのような請求ができるか。またその請求は認められるか。

1. まず、A の C に対する詐害取消権（民法（以下法令名略）424 条）が認められるための要件は、①被保全債権の存在、②被保全債権が発生した後に債務者が自己の財産権を目的とする行為を行ったこと、③②の行為によって債務者が無資力となったこと、④②の行為によって債権者を害すること、⑤債務者の害意、⑥受益者の害意である。

本件においてみると、10 月 1 日に AB 間で売買契約が締結され、12 月 1 日には売買代金の 2000 万円の支払いが完了していることから、A は B に対し甲の引渡請求権を有している。①そして、12 月 10 日に B は C との間で甲を 1600 万円の給付に代えて弁済するという代物弁済契約を締結していることから、被保全債権が発生した後に、自己の財産権を目的とする行為をしたといえる（②充足）。B には甲の他にめぼしい財産がないことから、甲の所有権を C に移転することで B は無資力となる（③充足）。本件売買契約の目的となっているのは、土地甲という特定物であるので、甲を C に代物弁済として提供した場合に、A が害されるのは当然である（④充足）。また、B は、本件代物弁済契約を締結するときに、A との間で本件売買契約を締結していることを分かっている。このことから、B には A を害するという意思があったといえる（⑤充足）。C についても、代物弁済契約締結時において、本件売買契約のことを知っており、かつ他の債権者を害しても良いという意図があった（⑥充足）。OK

2. ここで、①の要件について、A が B に対して有しているのは、本件土地甲の引渡請求権であり、金銭債権でない。金銭債権でないものを被保全債権とすることができるのかが問題となる。

(1) この点、特定物の引渡請求権についても、究極的には損害賠償債権となりうるので、債務者の一般財産によって担保されるというのは金銭債権と変わらない。そこで、債務者が無資力のときには、損害賠償債権として認めることができると解する。

(2) したがって、12 月 10 日の時点で、支払不能つまり無資力状態であるときは、引渡請求権が損害賠償請求権になったものとして、被保全債権の存在が認められる（①充足）。

また、12 月 10 日時点で B が無資力でないときでも、訴訟のときまでに B が無資力となれば、詐害行為取消権は認められる。

3. 以上より、12 月 10 日に B が無資力となったときには①から⑥の要件がみたされ、詐害行為取消権が認められるように思われる。

「しかし、B が C に対して行ったことは、代物弁済であるため本来の債務の履行ではないといえ、詐害性は低い。」したがって、代物弁済は「債務者の義務に属せず」行った行為といえるので、424 条の 3 第 2 項 1 号、2 号の要件をみたしたときに詐害行為として取り消しの対象となる。

本件においてみると、本件代物弁済は債務者が支払不能になる 30 日以内に行われたものであるといえ、債務者 B と受益者 C が通謀して A を害する意図で行われたと認められる。

よって 424 条の 3 第 2 項 1 号、2 号をみたすため、本件代物弁済は詐害行為取消の対象となり、A の C に対する詐害行為取消請求は認められる。具体的にはどのような請求か、

4. A は C に対し、詐害行為取消請求をすることが考えられ、その請求は認められる。

第 2. A は B に対して、どのような請求ができるか。またその請求は認められるか。

1. 詐害行為取消請求が認められ、甲土地が B の所有に戻ってきた場合、A は B に対し、改めて本件売買契約に基づき土地の引渡しを請求することができると考えられる。認められるか。

この点、詐害行為取消権の趣旨は、総債権者の責任財産の保全にあるところ、特定物引渡権者は損害賠償請求権の保全のために取消権を行使するので、もはや特定物引渡権者としての地位にないものと考えられる。？

土地の引渡請求権は損害賠償請求権となり詐害行為取消が認められているため、一度損害賠償請求権となったものが、再び引渡請求権となることはないと解する。？

2. 以上より、A は B に対し、土地甲の移転登記手続請求をすることが考えられるものの、認められない。

以上

支払不能になりとき

[illegible]

此外:

第 二 問

問
—

AはCを被告として、被害行為の損害賠償を提起し勝ちと主張し、
 二の被告は、争いに勝つた。また、AはBに対して、甲は乙に乙の所有権
 移転登記をせよと主張する。争いに勝つた。争いに勝つた。

科目名	受講クラス	学籍番号	氏名
民法基礎			

採点

第1. Bが権利不能の状態にある場合

1. (1) AはCに対して、424条と424条の2に基づいて、
 乙、~~A~~ 本件土地の所有権を移転登記を命じ、甲の
 所有権移転登記の抹消登記を命じらる。甲の
 が主張する。424条に基づいて損害賠償が

(2) 424条が成立する(1)は、① 権利保全の権利が認め
 される(権利保全の権利の発生原因事項)、② 権利
 消滅が①の権利保全の権利の発生原因事項に①の
 権利保全の権利が発生する原因が争いになる。1.
 権利消滅の発生原因は争いになる。争いになる。

③ ④の行為が権利消滅を認め、⑤ 権利消滅
 が③について発生する。⑥ 権利消滅 ①の権利
 保全の権利が権利消滅の発生原因になる。争いになる。
 の争いになる。争いになる。

424条の2が成立する(1)は、上記①～⑤を
 争いになる。⑥ ③の権利消滅の行為が権利消滅の
 権利消滅の発生原因になる。争いになる。争いになる。
 争いになる。争いになる。争いになる。争いになる。
 争いになる。争いになる。争いになる。争いになる。

(3) A、乙は本件について争い、2017年10月1日に
 AB間で甲土地の売買契約を締結している。

争いになる。

~~乙は甲に対して甲土地の所有権を、~~ 争い
 乙は甲に対して甲土地の所有権を、争い
 乙は甲に対して甲土地の所有権を、争い

しかし、被害行為の損害賠償は争い、権利消滅の発生原因
 争いになる。争いになる。争いになる。争いになる。
 権利消滅の発生原因は争いになる。争いになる。争いになる。
 争いになる。争いになる。争いになる。争いになる。
 争いになる。争いになる。争いになる。争いになる。

争いになる。争いになる。争いになる。争いになる。
 争いになる。争いになる。争いになる。争いになる。
 争いになる。争いになる。争いになる。争いになる。

争いになる。争いになる。争いになる。争いになる。
 争いになる。争いになる。争いになる。争いになる。

争いになる。争いになる。争いになる。争いになる。
 争いになる。争いになる。争いになる。争いになる。
 争いになる。争いになる。争いになる。争いになる。
 争いになる。争いになる。争いになる。争いになる。

争いになる。争いになる。争いになる。争いになる。
 争いになる。争いになる。争いになる。争いになる。
 争いになる。争いになる。争いになる。争いになる。

争いになる。争いになる。争いになる。争いになる。

1). ③ $u^2 u_1 = 0$.

工、Bは甲が唯一の買手であることから、甲と乙に譲渡
~~あることは明白である~~ ことが認められることは当然に認
 められていて、このため、④を欠く。

才、(2) 700 前出 1000 2000 4000 8000 16000 32000 64000 128000 256000 512000 1024000 2048000 4096000 8192000 16384000 32768000 65536000 131072000 262144000 524288000 1048576000 2097152000 4194304000 8388608000 16777216000 33554432000 67108864000 134217728000 268435456000 536870912000 1073741824000 2147483648000 4294967296000 8589934592000 17179869184000 34359738368000 68719476736000 137438953472000 274877906944000 549755813888000 1099511627776000 2199023255552000 4398046511104000 8796093022208000 17592186044416000 35184372088832000 70368744177664000 140737488355328000 281474976710656000 562949953421312000 1125899906842624000 2251799813685248000 4503599627370496000 9007199254740992000 18014398509481984000 36028797018963968000 72057594037927936000 144115188075855872000 288230376151711744000 576460752303423488000 1152921504606846976000 2305843009213693952000 4611686018427387904000 9223372036854775808000 18446744073709551616000 36893488147419103232000 73786976294838206464000 147573952589676412928000 295147905179352825856000 590295810358705651712000 1180591620717411303424000 2361183241434822606848000 4722366482869645213696000 9444732965739290427392000 18889465931478580854784000 37778931862957161709568000 75557863725914323419136000 151115727451828646838272000 302231454903657293676544000 604462909807314587353088000 1208925819614629174706176000 2417851639229258349412352000 4835703278458516698824704000 9671406556917033397649408000 19342813113834066795298816000 38685626227668133590597632000 77371252455336267181195264000 154742504910672534362390528000 309485009821345068724781056000 618970019642690137449562112000 1237940039285380274899124224000 2475880078570760549798248448000 4951760157141521099596496896000 9903520314283042199192993792000 19807040628566084398385987584000 39614081257132168796771975168000 79228162514264337593543950336000 158456325028528675187087900672000 316912650057057350374175801344000 633825300114114700748351602688000 1267650600228229401496703205376000 2535301200456458802993406410752000 5070602400912917605986812821504000 10141204801825835211973625643008000 20282409603651670423947251286016000 40564819207303340847894502572032000 81129638414606681695789005144064000 162259276829213363391578010288128000 324518553658426726783156020576256000 649037107316853453566312041152512000 1298074214633706907132624082305024000 2596148429267413814265248164610048000 5192296858534827628530496329220096000 10384593717069655257060992658440192000 20769187434139310514121985316880384000 41538374868278621028243970633760768000 83076749736557242056487941267521536000 166153499473114484112975882535043072000 332306998946228968225951765070086144000 664613997892457936451903530140172288000 1329227995784915872903807060280344576000 2658455991569831745807614120560689152000 5316911983139663491615228241121378304000 10633823966279326983230456482242756608000 21267647932558653966460912964485513216000 42535295865117307932921825928971026432000 85070591730234615865843651857942052864000 170141183460469231731687303715884105728000 340282366920938463463374607431768211456000 680564733841876926926749214863536422912000 1361129467683753853853498429727072845824000 2722258935367507707706996859454145691648000 5444517870735015415413993718908291383296000 10889035741470030830827987437816582766592000 21778071482940061661655974875633165533184000 43556142965880123323311949751266331066368000 87112285931760246646623899502532662132736000 174224571863520493293247799005065324265472000 348449143727040986586495598010130648530944000 696898287454081973172991196020261297061888000 1393796574908163946345982392040522594123776000 2787593149816327892691964784081045188247552000 5575186299632655785383929568162090376495104000 11150372599265311570767859136324180752990208000 22300745198530623141535718272648361505980416000 44601490397061246283071436545296723011960832000 89202980794122492566142873090593446023921664000 178405961588244985132285746181186892047843328000 356811923176489970264571492362373784095686656000 713623846352979940529142984724747568191373312000 14272476927059598810582859694494951363827

(4) P_1 (3) $\perp$ P_1 (b) $z \perp \gamma = \emptyset$.

[illegible]

(5) $\mathcal{L}$ の $\mathcal{L}^2$ 上の A の $\mathcal{L}$ に対する 音響行列の取り方の唯一性は言いかねる。

2. ~~AがCに対して所有権権~~ AのCに対する請求行為の
取消権が認められるため、AはCに対して所有権
権の単独登記と所有権登記と請求権あることが認めら
れる。このとき、甲の登記はBに回復し、AはBに対して
所有権買戻権に基づいて所有権権の単独登記を請求し
得る。この請求権あることが認められる。

第2. $13p^4$ 形式下解の存在性. $1=12+1$ 順序

1. (1) 3パナール不能の状態にない場合1218.424%
の電気適用があることは正しい。しかし、321600
万円の電費を削減させるためには、2000万円の
削減額を有する甲を売却しなければならない。本件

3 ページ

へて物并済梨船は、過へてへて物并済である
 といふことが出来る。

ところで、Aは424万と424万の4に基づいて、
 本邦国内の物産消費物の一部を占め消費した上で、
 400万円のり西物買替り算額をてあつたことが知られ
 る。

(2) 424 条が成立可能な限り、前記の①～⑤の要件
(第1. (2)) が充たれる。

424年の4が成せざるには、上記①～⑤を解して上へ⑥⑦の両端物の1行が2行端物の消滅に相当する行組である、⑧以降の行の解は1行端物の1行の両端が元の1行に於て消滅して1行端物の残りを過すのである、が、である。

(3) 7. ①~⑤ に711218, 第1.1.2) の練習172通
りかべてやる。

[illegible]

7. 3000円を30%減額して1600円7割にすると、
甲の5割増は2000円である。4000円は
71210円以下あり、⑦が正解。

(4) 1700⁰⁰に、AとCに對し 400⁰⁰以内 (27112⁰⁰の
言下 梁りや煙身子計り 振る⁰⁰ 部⁰⁰めりや⁰⁰

2. Γ が可和な状態にない場合にも、 Γ に対して

4 ページ

Bの登記は図4で示している。

したがってAはBに対して特許権の登記を請求することができよう。

第7. 結論

以上より、特許権者AのAに対する特許権の侵害行為は、特許権者Bが、Bが特許権の侵害行為に該当するとして、侵害行為を認められる。

また、AのBに対する甲種特許権の侵害行為は、

Bが特許権の侵害行為に該当するとして、侵害行為を認められる。

以上より、侵害行為は認められる。 O.K.

2 ページ